



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.136
7月号

第 69 回理事会を開催

6月23日(金)午後2時から、宇都宮市のとちぎ福祉プラザ会議室において第69回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事14名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 行政との意見交換会の開催
8月1日、栃木県庁舎北別館において開催予定の意見・要望事項が決まりました。
2. 産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催
8月4日、とちぎ福祉プラザにおいて開催することが決まりました。
3. 反社会的勢力排除のための研修会の開催
9月25日、栃木県総合文化センターにおいて開催することが決まりました。
4. 講師とコミュニケーションできる座学研修会の開催
当協会賛助会員を対象として、10月頃に新規事業として開催することが決まりました。

【報告事項】

1. 家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定書
概要及び調印式の日程について報告しました。
2. 栃木県産業資源循環協会における令和5年度～令和7年度の労働災害防止計画(2頁参照)
令和5年度から7年度の労働災害防止計画の概要について報告しました。
3. 栃木県誕生150年記念樹木パートナー事業
協会が寄付した2本の樹木と銘板について報告しました。
4. 廃棄物処理施設理解促進のための動画
今年度の概要について報告しました。
5. 第12回定時社員総会及び懇親会の開催結果
5月19日、宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催された概要について報告しました。
6. 令和5年度委員会の開催結果
5月22日及び5月30日、栃木県立美術館普及分館において開催された概要について報告しました。
7. 栃木県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催結果
5月29日、栃木県庁研修館において開催された概要について報告しました。
8. 公益社団法人全国産業資源循環連合会 第13回定時総会の開催結果
6月16日(金)、東京都港区の明治記念館において開催された概要及び当協会の会長表彰受賞者について報告しました。
9. 関東地域協議会 災害時における災害廃棄物の処理等に関する相互応援に関する協定
協定の概要及び今後の予定等について報告した。
10. 会員の異動
社名及び代表者変更等した会員がおり、6月14日現在の正会員は193社、賛助会員は24社、合計217社であることを報告しました。
11. 今後の日程
主な今後の行事予定について報告しました。
12. 当協会青年部 活動報告
直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

栃木県産業資源循環協会における令和5～7年度の労働災害防止計画

1. 背景

全国産業資源循環連合会（以下、「連合会」という。）は、令和5年度から5年間の「第3次労働災害防止計画（以下、「第3次計画」という。）」を策定し、令和9年の死傷災害996人、死亡災害16人を下回るという目標を掲げました。これを受け、当協会では県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、目標と第3次計画の上半期（令和5～7年度）で実施すべき事項を定めました。下半期（令和8～9年度）については、上半期事業を点検した上で策定します。

2 労働災害防止計画：会長宣言

目標に向かって会員企業の皆様一体となり、労働災害防止対策を積極的に推進し、安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていきましょう。

3 目標

- (1) 令和9年の死亡者数をゼロにする。
- (2) 令和9年の休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。（平成24～26年の平均19人→令和9年15人以下に）

4 重点実施事項

- (1) 会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。
- (2) 安全衛生規程を作成している会員数を増加させる。
- (3) 当業界で発災の多い墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒の数を減少させる。

5 数値目標

目標達成のため当協会全体の数値目標を次のとおり設定しました。増減は令和4年度との比較です。栃木労働基準監督署のパンフレットも参考に取り組みをお願いします。

〈重点事項〉 令和4年度との比較値

- (1) 経営者トップによる所信表明を行う。・・・全会員
- (2) 安全衛生規程を作成する。・・・20%以上増
- (3) 墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒の労働災害をなくす。・・・発生数20%以上減

- ・当協会の安全衛生事業（研修）を認知している。・・・認知会員数20%以上増
- ・当協会が実施する安全衛生研修会に参加する。・・・参加者数20%以上増
- ・連合会ホームページの安全衛生情報を認知している。・・・認知会員数20%以上増
- ・法令に基づく安全衛生管理体制を構築している。・・・構築会員数20%以上増
- ・安全衛生パトロールを実施している。・・・実施会員数20%以上増
- ・ヒヤリ・ハット活動を実施している。・・・実施会員数20%以上増
- ・リスクアセスメントを実施している。・・・実施会員数20%以上増
- ・当協会の安全衛生活動のアンケート調査に回答する。・・・回答会員数20%以上増

6 参考

- (ア) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
- (イ) 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
- (ウ) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
- (エ) 連合会 安全衛生サイト (<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

栃木労働基準監督署管内



Sustainable & Safetywork Promotion



「S+S（持続可能な安全作業）運動」の推進 展開中！

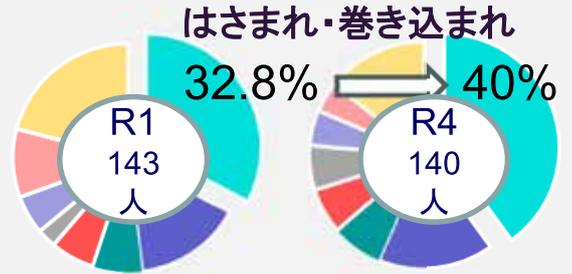
ですが

令和5年6月13日、管内の製造業で機械の「はさまれ・巻き込まれ」にかかる死亡災害が発生しました。

⇒ 脱コロナ禍後の増加懸念

機械の掃除、給油、検査、修理又は調整（原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の撤去等を含む）の際には機械の運転を停止しましょう！

死亡災害の推移
(全国) 製造業



非定常時の作業（定期修理時、機械の不具合時等）についてルールが曖昧になっていませんか？

⇒ 労使で再確認してください。



製造業の皆様へ はさまれ・巻き込まれ災害防止チェックリスト

製造業において、『はさまれ・巻き込まれ災害』が増加しています。特に、トラブル対応時（機械の調整・点検・修理・掃除等）において、機械の運転を停止しないまま作業してしまい、強のはさまれや、手が巻き込まれてしまうなどの労働災害が多く発生しています。ぜひこのチェックリストを活用し、『はさまれ・巻き込まれ災害』を防止しましょう！！

チェック項目	確認状況
1 安全衛生の基本となる4S（整理・整頓・清掃・清潔）が徹底されていますか。	<input type="checkbox"/>
2 安全設備、安全装置、安全衛生設備等と、安全衛生の取組を定めていますか。	<input type="checkbox"/>
3 定期的に安全衛生委員会、協議会を開催し、安全衛生問題の調査・審議していますか。	<input type="checkbox"/>
4 正しい	<input type="checkbox"/>
5 作業時	<input type="checkbox"/>
6 クリーン	<input type="checkbox"/>
7 機械	<input type="checkbox"/>
8 リスク	<input type="checkbox"/>
9 定期	<input type="checkbox"/>
10 調整す	<input type="checkbox"/>
11 安全設	<input type="checkbox"/>
12 機械ご	<input type="checkbox"/>
13 機械の	<input type="checkbox"/>
14 機械の	<input type="checkbox"/>
15 機械の	<input type="checkbox"/>
16 機械の	<input type="checkbox"/>
17 機械の	<input type="checkbox"/>
18 衣服が	<input type="checkbox"/>

栃木労働局ホームページ「労働基準監督署からのお知らせ」に掲示中の「製造業の皆様へ はさまれ・巻き込まれ災害防止チェックリスト」（裏面）を再確認にご利用願います

作業上の問題がないか事前にチェック!!	確認事項	確認状況
14	機械の修理、点検、調整・掃除等の作業を行うときに、機械の運転が完全に停止してから行っていますか。	<input type="checkbox"/>
15	機械の修理、点検、調整・掃除等の作業を行うときに、他の労働者がふいに機械を動かさないよう、「点検中」などの掲示やスイッチのキーを抜くなどの措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
16	機械の掃除等で機械を運転しなければ行うことができないときや、原材料の送給時など、労働者に危険のおそれがあるときに、適切な用具を使用していますか。	<input type="checkbox"/>
17	機械の運転を開始する場合において、労働者に危険のおそれがあるときに、一定の合図を事前に定めた上で、合図の責任者から関係労働者に対して合図を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
18	衣服が機械に巻き込まれないよう、サイズが合っているか、袖口を留めているか、破れがないかなど、作業前に衣服の状態を確認していますか。	<input type="checkbox"/>

特にこの部分

労働安全衛生規則
第104条、
第107条ほか



製造業の皆様へ はさまれ・巻き込まれ災害防止チェック☑!!リスト

製造業において、『はさまれ・巻き込まれ災害』が増加しています。
特に、トラブル対応時等（機械の修理・点検・調整・掃除等）において、機械の運転を停止しないまま作業してしまい、指のはさまれや、手が巻き込まれてしまうなどの労働災害が多く発生しています。
ぜひこのチェックリストを活用し、『はさまれ・巻き込まれ災害』を防ぎましょう☑!!

チェック☑!!項目		<input checked="" type="checkbox"/>
基本項目を事前に チェック☑!!	1 安全衛生の基本となる4S（整理・整頓・清掃・清潔）が徹底されていますか。	<input type="checkbox"/>
	2 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など、安全衛生の担当者を選任していますか。	<input type="checkbox"/>
	3 定期的に安全衛生委員会、協議会等を開催し、安全衛生問題を調査・審議していますか。	<input type="checkbox"/>
	4 雇い入れ時教育、作業変更時教育のほか、定期的に安全衛生教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
	5 作業手順書（作業マニュアル）を作成し、労働者に周知・教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
	6 クレーン運転士免許やフォークリフト運転技能講習、プレス機械作業主任者技能講習などの免許、技能講習が必要な業務に、無資格のままで従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>
	7 機械設備や通路など、危険個所の「見える化」に取り組んで注意喚起を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
	8 リスクアセスメントを実施し、リスクの低減措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
設備上の問題がないか事前に チェック☑!!	9 原動機、回転軸、ベルト、チェーン等に安全カバーや防護柵などを設けていますか。	<input type="checkbox"/>
	10 開閉する安全カバーや防護柵などに、リミットスイッチ（インターロック・スイッチ）を設けていますか。	<input type="checkbox"/>
	11 安全装置（リミットスイッチや光線式安全装置など）が、常に有効な状態で使用できるよう、点検や整備を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
	12 機械ごとに動力しゃ断装置（容易に操作ができ、接触などにより、ふいに機械が起動しないもの）を設けていますか。	<input type="checkbox"/>
	13 機械の作業開始前や月次、年次等の点検・自主検査を実施し、異常が認められた際は早急に補修等の必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
作業上の問題がないか事前に チェック☑!!	14 機械の修理、点検、調整・掃除等の作業を行うときに、機械の運転が完全に停止してから行っていますか。	<input type="checkbox"/>
	15 機械の修理、点検、調整・掃除等の作業を行うときに、他の労働者がふいに機械を動かさないよう、「点検中」などの掲示やスイッチのキーを抜くなどの措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
	16 機械の掃除等で機械を運転しなければ行うことができないときや、原材料の送給時など、労働者に危険のおそれがあるときに、適切な用具を使用していますか。	<input type="checkbox"/>
	17 機械の運転を開始する場合において、労働者に危険のおそれがあるときに、一定の合図を事前に定めた上で、合図の責任者から関係労働者に対して合図を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
	18 衣服が機械に巻き込まれないよう、サイズが合っているか、袖口を留めているか、破れがないかなど、作業前に衣服の状態を確認していますか。	<input type="checkbox"/>

【青年部】 関東ブロック 設立 20 周年記念講演会及び設立 20 周年記念式典等を開催しました

青年部協議会 関東ブロック 設立20周年記念講演会、設立20周年記念式典及び祝賀会が茨城県水戸市のテラス・ザ・ガーデン水戸において開催され、1都7県の青年部員、青年部OB及び来賓者など174名（当協会21名）が参集しました。

○設立記念20周年記念講演会

議題 青年部の存在意義/過去と未来

講師 全国産業資源循環連合会青年部協議会 3代目会長 加藤 宜之 様

○20周年記念式典

歴代の関東ブロック長9人に感謝の意を表して記念品を贈呈。

当協会の仲田理事が第4代関東ブロック長で受賞しました。

○設立20周年記念祝賀会

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の松田課長、(公社)全国産業資源循環連合会の永井会長などの御来賓のほか、青年部OBや現役の青年部員で20周年をお祝いました。



【第4代仲田ブロック長】



【参加者一同】

令和5年度第1回 産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催について

公益社団法人全国産業資源循環連合会では、日頃から産業廃棄物処理に携わっている排出事業者や処理事業者の従業員の方を主な対象として、廃棄物を適正に処理する上できちんとした知識を備えた人材であることを評価する試験「産業廃棄物処理検定」を、令和6年2月18日（日）に開催いたします。

そこで、当協会では処理検定の合格を目的とした試験対策研修会を次のとおり開催いたします。参加を希望される方は、当協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和5年8月4日（金）10:00～16:00
2. 会 場 とちぎ福祉プラザ 第2研修室
宇都宮市若草1-10-6 TEL 028-665-7700
3. 内 容 産業廃棄物処理の基礎、産業廃棄物委託処理と委託契約、産業廃棄物管理票・帳簿等
4. 講 師 (公社)栃木県産業資源循環協会 専務理事 湯澤 元浩 氏
5. 参加費 当協会員 2,000円、非会員 4,000円（税込、テキスト代含む）
6. 定 員 40名

～産業廃棄物処理検定とは～

日頃から産業廃棄物処理に携わっている排出事業者や処理事業者の従業員の方を主な対象として、廃棄物を処理するうえで必要な基礎知識を正しく習得していることを評価するために実施するものです。なお、合格者には、廃棄物を適正に処理するうえで基礎レベルの法令の知識を備えた人材であることを証明するため、合格証明書カードを交付いたします。

元副会長 沼尾貞亮氏が春の叙勲「旭日双光章」を受章しました

当協会の元副会長であり、一般社団法人栃木県危険物保安協会の沼尾貞亮会長が、長年に亘る顕著な功績を称えられ、一般財団法人全国危険物安全協会の推薦により、令和5年春の叙勲「旭日双光章」を受章されました。誠にありがとうございます。

・沼尾さんからひと言

日頃大変お世話になっています。現在危険物の事故防止への取り組みとして、事業所様には、保安講習受講・定期点検・危険物免許の取得などのご依頼。一般の方々には、日常生活の中における石油化学製品の理解と安全安心な利用法の普及啓発を行っています。環境分野の中にも多くの危険物が含まれており、環境と危険物は密接な関係にあります。今後とも、事故防止等で貴協会との情報交換を進めていければと思っています。

・当協会での沼尾さんの御功績

平成3年監事に就任。平成10年からは理事に就任され、平成26年から平成30年まで副会長として献身的に会長を補佐し、協会運営の重責を担ってこられました。また、安全衛生委員として、労働衛生管理体制の構築や労働災害の撲滅に努めるなど、業界の健全な発展に指導的な役割を果たされました。

(主な受賞歴)

- 平成8年 社団法人全国産業廃棄物協会((公社)全国産業資源循環連合会) 功労者表彰
- 平成15年 栃木県公衆衛生大会 知事表彰
- 平成20年 地域環境保全功労者等環境大臣表彰 地域環境保全功労者表彰
- 平成30年 循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰 産業廃棄物関係事業功労者表彰

灯油やガソリンなど危険物の取り扱いに携わり、半世紀以上がたつ。生活に身近な一方で、事故が起れば命に関わる危険物。その事故防止に尽力してきた。「ノウハウが地域に必要とされることは、ありがたい」と受章を受け止める。

25歳の時、兄と地元の日光市でガソリンスタンドを開業。29歳で危険物設備や化学薬品設備などを手がける「日本オイルサービス」(宇都宮市)を起業した。

河川への流出など、危険物に関する事故現場に何度も駆け付けた。原因の特定、自治体との連携、対処法の検討。

旭日双光章 消防

「いかに被害拡大を食い止めるか」に知識と経験を総動員した。

2021年から危険物による災害の防止に取り組む県危険物保安協会の会長を務める。「地球の環境維持や、石油化学製品の安全安心な利用方法の普及啓発も私どもの仕事」と語る。

「身の回りには危険物の怖さは知られていない。多くの人に講習を受けてほしい」。豊富な経験を頼りにされ、企業から直接指導の依頼を受けることも。安全対策に終わりは無い。

朝6時半には会社に顔を出し、現場で汗を流す。「まだまだ現役でいたいです」と笑みを浮かべた。(小口華奈子)

危険物の知識広く伝え

ぬま お さだすけ
沼尾 貞亮さん(76) 宇都宮



【2023年(令和5年)4月29日 下野新聞より】

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の 株式会社オチカイ・テクノス を訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社オチカイ・テクノス 代表取締役 落合 正幸

本 社：栃木県栃木市都賀町平川 821 番地 1

TEL 0282-27-6027 FAX 0282-27-523 ホームページ <https://ochikai.co.jp>

設 立：昭和 59 年 12 月 21 日 従業員 20 人

2 許可の取得状況

○産業廃棄物収集運搬業

栃木県 (00900033761)、茨城県 (00801033761)、群馬県 (01000033761)、
埼玉県 (01100033761)、東京都 (13-00-033761)、千葉県 (01200033761)、
神奈川県 (01400033761)、宮城県 (00400033761)

○一般廃棄物処理業 (栃木市、小山市、下野市、野木町)

○建設業 (土木工事業、とび・土木工事業、舗装工事業、解体工事業)

○第一種フロン類充填回収業者

(栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、宮城県)

○ISO14001 認証

○古物商許可

3 企業理念・企業方針

新しいことに挑戦し『常にプロであり続けること』を掲げ独自価値を提供できる企業を目指します。

1 常にプロ意識と巧みな技術を提供する

2 人間関係を構築し誠意と感謝を表す

3 安全第一と環境マネジメントシステムを遂行する

4 凡事徹底を心がける

4 会社から一言

弊社は、令和 6 年 6 月に創業 45 周年を迎えます。

私たち株式会社オチカイ・テクノスの解体工事は「壊す」というよりも、むしろ組み立ててあるものを「分解する」作業に近いかもしれません。たとえば、重機が入らない場所、複雑な場所などでは、作業員が手作業で丁寧に、そして安全に解体していきます。当社では、これまでの数多くの解体工事経験により、最適な解体手順を導き出し、スピーディーに安全で、騒音やほこりも極力少ない解体を行っています。また、廃棄物の徹底した分別を行い、将来的にはすべてをリサイクルに出来るような、地球に優しい解体業を目指しています。



事務所



建機工場

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題も、「法律の規定」ではない問題でしたね。
では、さっそく確認してみましょう。

宿題Q、物が廃棄物かどうかは「総合的に判断する」とされているが、次のうち、一般的に総合判断の要因にあたらないものはどれか。

- (1) 物の性状
- (2) 排出の状況
- (3) 通常の見取り形態
- (4) 取引価値の有無
- (5) 廃棄物処理業許可の有無

【解説】

環境省は令和3年4月14日付「行政処分の方針について（通知）」の中で、「廃棄物該当性の判断について」として一項目次のように述べている。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

このように、総合判断の要因として「物の性状」「排出の状況」「通常の見取り形態」「取引価値の有無」「占有者の意思」の五つを挙げている。

各要因の詳細な説明も同通知で行っていることから、参照願いたい。

処理業の許可を有しているかどうかについては、物が廃棄物かどうかを判断する際の直接的な要因としては挙げていない。

正解（5）

独自の解説の前に次の問題も挑戦してみてください。

Q、廃棄物処理法で規定する「廃棄物」について、次の空欄a～cに入る言葉の組み合わせとして適当なものは（1）～（5）のどれか。

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の（ a ）であって、（ b ）又は液状のもの（（ c ）及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

- | | a | b | c |
|-----|---------|-----|-------|
| (1) | 廃品 | 泥状 | 毒物・劇物 |
| (2) | 汚物又は不要物 | 泥状 | 放射性物質 |
| (3) | 汚物又は不要物 | 固形状 | 毒物・劇物 |
| (4) | 廃品 | 泥状 | 放射性物質 |
| (5) | 汚物又は不要物 | 固形状 | 放射性物質 |

～廃棄物処理問題～

【解説】

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

このとおり、法第2条第1項の規定により気体状のもの及び放射性廃棄物は不要であっても廃棄物処理法で定義する「廃棄物」から除かれている。

また、次のものも施行時の通知により廃棄物処理法の対象となる廃棄物でないとして取り扱われている。

- ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ・漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であつて、当該漁業活動を行った現場附近において排出したもの
- ・土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

正解（5）

さてさて、困りましたね。法律の条文では<「廃棄物」とは、>と規定しているにもかかわらず、通知では別の「5つ要素で総合的に判断する」としている。

「いったい、どっちが正解なんだ(´o´)」となりますよね。

廃棄物処理法がスタートしたのが昭和45年。条文の定義で始まりました。ところが、すぐに裁判が起きたんですね。「廃棄物ってなんなんだ」と。条文の規定では判断が付かないじゃないかと。こういった裁判は何回か起こされて、ついに最高裁まで行った事件も出てきて平成11年に最高裁判決が出ました。これをこの業界では「おから裁判」と呼んでいます。この「おから裁判」で持ち出されたのが、総合判断説なんです。法曹界では最高裁判決は法令同等と考えるんだそうですね。それで今では法律の規定とともに総合判断説が定説となっているんです。

BUNさんが調べたところ、廃棄物処理法がスタートした昭和45年の某国語辞書には「廃棄する」という言葉は載っているのですが「廃棄物」という言葉は未だ掲載されていないんです。思うにこの時代、日本人の多くは「廃棄物」という言葉では共通認識に立っていないということかなあと。さらに思うに条文の中に「不要物であつて」という言葉がありますよね。「有害」かどうかは科学的にわかるし客観的に表現もできると思うんです。でも、「不要」かどうかは人によって違うだろう、ってなりませんか？なお、総合判断説については拙著「対話で学ぶ、廃棄物処理法」で詳細に自己主張しましたのでお時間のある方はそちらも是非ご一読の程。

今回の宿題は前述の問題と類似のようで、超基本的ながら通知も知っていないとなかなか悩むものを。



宿題Q

産業廃棄物の定義に関する記述中、(1)～(5)のうち、誤っているものはどれか。

産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、(1)燃え殻、(2)汚泥、(3)土砂、(4)廃油、(5)廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会

2023年4月から、環境省と経済産業省は、太陽光パネル等の再エネ設備の廃棄・リサイクルに関する検討会を開催しています。

温暖化対策として再エネ設備が増加していますが、今後この廃棄・リサイクルが課題となってきました。再エネ法の健全性及び廃棄物の削減、リユース、リサイクル、適正処理の観点から、技術開発と制度整備が重要です。資源確保の点からは、製造者からの含有物質等の情報提供を受けることが必要です。また処理業者の育成、処理技術の向上も重要です。循環型社会形成のための、競争力あるモデルビジネスとなることを期待します。

https://www.env.go.jp/recycle/car/page_00003.html

https://www.env.go.jp/council/03recycle/page_00022.html

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/disposal_recycle/003.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年6月26日掲載)

○バッテリーパスポートとブロックチェーン

EUでは、新たなバッテリー規制の内容としてデジタルプロダクトパスポート（DDP）の導入を決定しました。

バッテリーは、電気電子機器だけではなく、産業用・電気自動車用などに広く使われており、温暖化対策を進めるためにも不可欠です。しかし、コバルト、リチウム、ニッケルなどの地下資源を大量に使用するため、資源の枯渇、採掘現場での人権侵害、紛争の原因などの問題を抱えています。そこで、他の製品のエコデザイン指令に基づく情報開示に先駆けて、規制化が行われる予定です。これにより、産業用、携帯型などEU域内で販売される全てのバッテリーに対し、省エネ・省資源・原材料のリサイクル率などの情報を商品のパスポートとして開示することが求められます。また、人権に配慮し、反社会的勢力を排除するための責任ある原材料の調達ルールに従っているかも、開示対象となる予定です。さらにバッテリーの長寿命化のために、使用中にも劣化状態、交換の必要性、残存価値などを追跡できるような情報が必要です。そこで、自動車メーカーは、バッテリーのライフサイクルにおける規制に対応するため、ブロックチェーン技術等を活用することを検討しています。経済産業省は、「蓄電池のサステナビリティに関する研究会」を立ち上げ、カーボンフットプリント、人権・環境デューデリジェンス、データ連携の在り方を検討しています。IT技術とリサイクル技術の進化は、まだ始まったばかりということかもしれません。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/12/12e41e15f44c73df.html>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/05/328e20757912ealc.html>

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/chikudenchi_sustainability/004.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年6月12日掲載)

○EUのエコデザイン指令とデジタル製品パスポート（DPP）

2022年3月、EUは2009年に施行されたエコデザイン指令を大きく変更する方針を打ち出しました。その目玉はDigital Product Passport（DPP）と呼ばれるトレーサビリティの高度化です。

従来のエコデザイン指令は、家電製品の省エネ化を進めるためのものでした。しかし今後はこれに加え、サーキュラーエコノミーの観点から、長寿命化、リユース・リサイクル・リペアの可能性、再生資源の利用率等を含めた情報の記録、提供を求めるようになります。また、対象製品も、電気・電子機器に加え、繊維製品、家具、タイヤなどの消費財、鉄鋼・アルミニウム製品などに拡大する予定です。指令改正後は、入国審査のように、EUで販売する製品にはこのパスポートの添付が義務付けられます。パスポートを読み取ると、リサイクル材が何パーセント使われているか、どうやって修理をすればよいか、エネルギー性能はどうなっているか、などの情報にアクセスできるようになるのです。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/a08c5c6a05bd0c33.html>

https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0310_16.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年6月5日掲載)

～相談事例～

こんな時、どうするの？ もっぱら物って

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(相談者)

私は排出事業者ですが、再生利用されている産業廃棄物、古紙、くず鉄、空き瓶、古繊維は、もっぱら物と言われていますが、やっぱり、廃棄物なのでしょうか。

(協会)

これらのものは、もっぱら物と呼ばれており、再生利用の目的で回収されているケースは処理業の許可が不要となります。しかしながら、もっぱら物は廃棄物であることに変わりありません。

(相談者)

では、許可を持たない業者にこれらのもっぱら物の収集運搬を委託するときに注意すべきことはありますか。

(協会)

もっぱら物の排出事業者(中間処理業者を含む)に、マニフェストの交付義務はありません(法第12条の3 第1項)が、委託契約の締結義務(政令第6条の2 第4号)があります。契約書は、法定記載項目(規則第8条の4の2)を網羅する必要がありますので、通常、「マニフェストで行う」と契約書に記載している「受託業務終了報告」を、マニフェストを交付しない場合にはどう対応するか、また、委託量等を契約書に記載する必要があります。注意してください。

(相談者)

もっぱら物について細かく「もの」を示した規定は法律に記載はないと思いますが、昭和48年通知では、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、空き瓶、古繊維と記載されております。アルミ缶、窓ガラス、ガラス繊維などは、もっぱら物として取り扱って問題ありませんか。

(協会)

もっぱら物として取り扱えるかどうかについては、きちんと再生利用されているかがポイントです。金属にプラスチック類が付着しており再生利用されずに最終処分されている場合は、専ら物として取り扱うことはできません。アルミについては、再生利用の実態に照らし合わせると古銅等に含めて問題ないとおもわれ、また栃木県でも、アルミは古銅等に含まれるとの見解でした。また、ガラス繊維については、平成5年に環境省が発出した通知に専ら物に該当すると記載されておりましたが、この通知は先月の会報の長岡講師の説明の通り、取り消されており、栃木県に見解を確認したところ、ガラス繊維は専ら物の対象としない。栃木県では、通知のとおり、一升瓶やビール瓶などのガラス瓶を想定しているとの回答でした。再生利用の目的で収集されていればすべて専ら物と飛躍的な解釈もあるようですが、最終的には許可権を有する行政機関に相談することをお奨めします。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等の際に、支援、助言等を行う事業を実施しております。(7月1日現在、11件契約)
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



危険・有害な作業は資格の取得から

今年1月、栃木県佐野市の国道で、千葉県の高校生がクルマの無免許運転をして、6名に重軽傷を負わせた交通事故がありました。

無免許運転は、純無免（交付を受けた経験のない人の運転）、取消無免、停止中無免、免許外運転の4種類があるそうです。

無免許運転の罰則は大変重く、刑罰（3年以下の懲役または50万円以下の罰金）、違反点数（25点）、行政処分（免許取消（欠落期間2年））などです。

みなさんの職場に適用される労働安全衛生法も、無資格作業者は業務に就かせてはならない、と厳格に定められています。



労働安全衛生法 第61条（就業制限）

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なってはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許 証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

《以下、略》

労働安全衛生法 第119条《抜粋》

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第61条第一項の規定に違反した者

クルマの無免許運転とほぼ同じ罰則となっています。「資格を証する書面を携帯する」ことも、クルマを運転する時の免許携帯と同様です。

事業者は、処理施設などで従業員を勤務させる場合、「危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。」とも定められています。

労働安全衛生法 第59条（安全衛生教育）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、**危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。**

～ワンポイント安全衛生～

具体的に処理施設で行われている、特別教育を受講していなければならない作業を、いくつか紹介します。事業者として、有資格者による作業が行われているかを確認してください。

A. 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

ディスクグラインダーや高速カッターの研削といしの取替えや取替え時の試運転を行う時の特別教育です。

安全衛生特別教育規程第2条により、学科教育4時間以上、かつ実技教育2時間以上の合計6時間以上です。

『といしを取り替えないで運転するので、特別教育は不要だ』という理屈を時々聞きますが、といしは消耗品なので、これは現実的に無理があります。

図表3 安全衛生特別教育規程 第2条

科目	範囲	時間
自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識	自由研削用研削盤の種類及び構造並びにその取扱い方法 自由研削用といしの種類、構成、表示及び安全度並びにその取扱い方法 取付け具 覆(おお)い保護具	2時間
自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	自由研削用研削盤と自由研削用といしとの適合確認 自由研削用といしの外観検査及び打音検査 取付け具の締付け方法及び締付け力 バランスの取り方 試運転の方法	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

図表1 ディスクグラインダー



図表2 高速カッター



B. アーク溶接等の業務に係る特別教育

安全衛生特別教育規程第4条により、学科教育11時間以上、かつ実技教育10時間以上の合計21時間以上です。

科目	範囲	時間
アーク溶接等に関する知識	アーク溶接等の基礎理論 電気に関する基礎知識	1時間
アーク溶接装置に関する基礎知識	直流アーク溶接機 交流アーク溶接機 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置 溶接棒等及び溶接棒等のホルダー 配線	3時間
アーク溶接等の作業の方法に関する知識	作業前の点検整備 溶接、溶断等の方法 溶接部の点検 作業後の処理 災害防止	6時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

図表4 小形交流アーク溶接機



C. その他の特別教育

その他の主な特別教育を抜粋して列記します。

- 「クレーンの運転」(つり上げ荷重5t未満)
- 「フォークリフトの運転」(最大荷重1t未満)
- 「車両系建設機械((パワーショベル等)の運転」(機体重量3t未満)

神奈川県産業資源循環協会では、労働安全コンサルタントを講師として、特別教育を開催しています。



CSP労働安全コンサルタント(Certified Safety Professional Consultant)とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

産業廃棄物を取り扱う現場担当者にオススメです！

産業廃棄物処理 現場業務 eラーニング 講座

本講座の特長

- 受講はご自身のパソコンで行います。インターネット環境があれば、学習期間中にいつでも、どこでも自分のペースで受講可能です。なお、学習途中で中断/再開することも可能です。
- 本講座は、パソコンから映像を視聴いただく講義、確認テスト、その後じっくり学習するためのテキスト教材(画面表示のみ)で構成しています。※教材を印刷することはできません。
- 各講座の受講が修了すると、修了証を画面表示します。



環境省
後援

令和5年度開催案内!

(申込受付開始：7月3日～)

【学習期間(約1ヶ月間)】

下記の2つから選択

第1期：8月3日～8月29日

第2期：9月5日～9月27日

【受講料】

1名1コース：4,400円
(税込、通信費等は利用者負担)

【講座名・学習内容】 業態に合わせて3コースを用意

①収集運搬現場業務コース

- ・収集運搬に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

②中間処理現場業務コース

- ・中間処理に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

③最終処分現場業務コース

- ・最終処分に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

【お申込み方法】

専用ポータルサイトにて受付。詳しい情報は、こちらのサイトより
<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>



産廃 人材育成

検索

【お問合せ先】

公益社団法人
全国産業資源循環連合会
〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

eラーニング担当
TEL: 03-3224-0811
<https://www.zensanpairen.or.jp>

- 営業時間/月～金 9時～17時
- 定休日/土日・祝日



2023.06



とちぎ気候変動対策連携フォーラム

気候変動が企業の経営に及ぼす影響について理解を深め、気候変動対策に関する取組やビジネスを促進することを目的に設立した「とちぎ気候変動対策連携フォーラム」では、会員を対象としたセミナーや交流会を開催し、県内企業の連携による気候変動対策を推進しています。ぜひ御参加ください。

令和5年度 第1回セミナーを開催します！

- 1 基調講演
カーボンニュートラルと地域企業の対応
～事業環境の変化と取組の方向性～
- 2 事例紹介
「カーボンニュートラルって何するの？」
「2022年度とちぎ省エネお助け隊事例紹介」
- 3 栃木県施策紹介
- 4 交流会（名刺交換会）

7月13日（木）に、とちぎ産業創造プラザで
開催するまる★★
会員登録して参加してほしいまる～♪

とちぎ気候変動対策連携フォーラム 会員募集中！

- ★ 対象者：県内で活動する企業、教育機関、NPO等の地域団体、市町
- ★ 会費：無料 ★ 申込み方法は、こちら→



前回のセミナーを紹介するまるよ～♪（令和5年1月）

第1部 県内企業の事例紹介

◆ 脱炭素・カーボンニュートラルに貢献する製品開発の取組

ピンチをチャンスに！の発想で、フィルム技術を活かした脱炭素素材バイオマスフィルムを生産し、時代の変化に適応。企業・研究機関・地域の連携で課題解決を目指し、新製品を開発。



サンプラスチック株式会社

◆ バイオマスによるエネルギーの地産地消

栽培が楽で、たくさん穫れる低コスト・高収量の資源作物「エリアンサス」からバイオマスペレット燃料や牛用飼料を生産し、CO₂削減・耕作放棄地拡大防止・雇用創出を。



株式会社タカノ

◆ 温室効果ガス排出量の見える化と削減目標設定支援

国際標準の算定ルールに基づき、排出源・拠点別に排出量を見る化することで、最適な削減手段の選定を支援。併せてSBT*に準じた削減目標を作成。



現状把握、目標設定、削減実行評価のサイクルを回し、計画的なCO₂削減を可能に。

株式会社足利銀行

※ パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標

◆ SBT*の取得と環境問題を含めた生産改善への取組



社会ニーズ・企業の責任を考慮しSBTを取得。SBTのスキルを活用した生産活動により、自社の生産改善に加え、持続可能な企業であることを広く認められた。

株式会社トチシュー



第2部 意見交換・交流会

第1部の企業を軸としたグループ（4班）を作り、希望するグループに分かれて、異業種の様々な立場の方が、自社の課題や強み、他社のアイデア・ノウハウ等について、なごやかに意見や情報を交換しました。



エントランスでは、気候変動対策に関する取り組み等をポスターで紹介（一部掲載）



(株)那須環境技術センター



(株)グリーンプロデュース

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP



Twitter

脱炭素社会づくり促進事業補助金^{の御案内}

温室効果ガスの削減を図るため、「省CO2設備の更新・導入」を補助します。

1 補助対象者

県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人、学校法人、青色申告を行っている個人事業主 等



2 補助対象設備

- ・照明LED化 (CO2削減量年間10トン以上または電気使用量削減率50%以上等)
- ・空調の更新 (CO2削減量年間10トン以上または電気使用量削減率20%以上等)
- ・工業炉、ボイラー等の更新 (CO2削減量年間10トン以上またはCO2削減率20%以上)
- ・コージェネレーションシステムの設置

3 補助上限額

・補助対象経費 (※) の**1/3** 《上限額は以下のとおり》

※設計費・機器購入費・工事費 (処分費は除く)

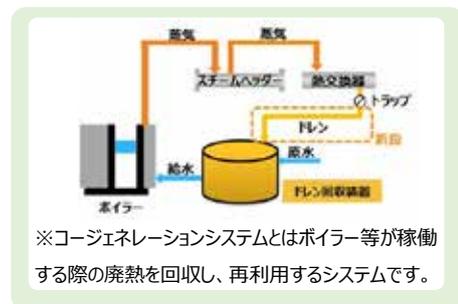
【照明LED化・空調・コージェネレーションシステム】

・100万円

【ボイラー】

- ・200万円 (ガス)
- ・300万円 (電気)
- ・100万円 (上記以外)

R5からガスボイラー
上限額アップ!



4 募集期間

令和5 (2023) 年4月10日 (月) ～10月31日 (火)

5 その他

- ・交付決定前に事業を実施 (契約・発注) したものは**対象外**となります。
- ・更新した設備のみの電気使用量を計測する機器の設置が必要です。

〈問い合わせ先〉**栃木県環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室**

詳細はHPへ

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館11階

TEL : 028-623-3262 FAX : 028-623-3259

URL: <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/datsutansohojokin.html>





中小企業の 気候変動対策ビジネスを応援！

～気候変動対策ビジネス等創出支援補助金～

県内の中小企業者等の皆様が実施する気候変動対策に資する取組や製品開発に補助金を交付し、積極的に応援していきます！ぜひ、ご活用ください。



気候変動対策をビジネスチャンスに！

気候変動が社会の様々な分野に与える影響は、年々拡大しており「気候変動対策」のニーズが、ビジネスチャンスを生み出しています。

自らのリスク管理としての「適応策」や、これまでの「緩和策」から一歩踏み出し、他者の気候変動対策を促進する「技術」「製品」「サービス」を生み出すことで、新たな「適応策」「緩和策」を提案する役割が期待されています。

止水シート、
土砂災害予測システムの開発



【自然災害】

高温耐性品種の開発
環境負荷の低い農業の導入



【農林水産業】

涼しい作業服・防護服、
感染症対策製品の開発



【保健・衛生】

気象観測による
早期警戒システムの開発



【気象観測】

非常用電源、エネルギー
マネジメントシステムの開発



【エネルギー安定供給】

ビジネスチャンスが見込める事業分野の例

補助制度の概要

- ◆ 対象事業
気候変動対策に資する製品やサービスの開発・高度化
- ◆ 対象者
県内に工場・事業所等を有する中小企業者等
- ◆ 対象経費
人件費、設計費、試験・実験費、外注費等
- ◆ 補助率及び上限額
補助率：1/2以内
上限額：100万円以内

募集期間

- ◆ 1次募集
令和5年4月17日(月)
～ 同年6月30日(金) 17:00 必着
 - ◆ 2次募集
令和5年7月18日(火)
～ 同年9月8日(金) 17:00 必着
- ※1次募集の申請総額が予算額に達した場合、2次募集は実施しないことがあります。

申込・くわしくは、[こちら](#)

栃木県 気候変動対策 ビジネス創出支援

検索

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)



ネイチャーガイドが

家族で！ソロで！友人と！
奥日光を楽しもう！



各ツアーの詳細
お申し込みは
コチラ！！

←7月 8月→



案内する 自然体験ツアー

2023年vol. 2 (7～8月版)



目指すは奥日光の奥の奥！親子で挑戦・庵滝！

7月16日(日) 8:45～15:10

場所：庵滝 / 料金：お1人2,500円(低公害バス運賃別途)

親子限定

親子で楽しむ奥日光の大自然！道なき深い森を進み、絶景・庵滝へ！！

奥日光ぼうけん合宿

7月29日(土)～30日(日)、8月5日(土)～6日(日)

宿泊：草加市立奥日光自然の家 / 料金：お1人15,000円(宿泊・交通費等別途)

滝、森、真っ暗な夜や早朝のぼうけんなどワクワクがいっぱい！夏休みの思い出は奥日光で！

親子限定



お花がもっと好きになる！

お花ちゃんとフラワーハイキング

入門編

7月30日(日)、8月20日(日) 10:20～13:30

場所：小田代原半周 / 料金：お1人2,000円(低公害バス運賃別途)

かわいいだけじゃない魅力がいっぱい！あなたもお花の虜になりませんか？

戦場ヶ原ガイドウォーク

8月毎土日(26, 27日を除く) 10:00～13:00 各1.5時間

場所：戦場ヶ原 / 料金：お1人1,000円

奥日光の夏を存分に楽しもう！ネイチャーガイドとお手軽ハイキング！

入門編



中禅寺湖畔ナイトハイキング

入門編

8月毎金曜日 19:45～21:30

場所：中禅寺湖南岸 / 料金：お1人2,000円

夜の水辺は生き物パラダイス！？中禅寺湖畔でガイドと一緒に夜更かし探検！

戦場ヶ原ナイトハイキング

入門編

8月毎土曜日 19:30～21:00

場所：戦場ヶ原 / 料金：お1人2,000円

街灯のない真っ暗闇の戦場ヶ原で、原始の自然を感じるひとときを過ごしましょう。



切込湖・刈込湖トレッキング

体力中程度

8月11日(金祝)

場所：刈込湖・切込湖

山の日にはトレッキングにチャレンジ！涼しい山道を歩き、森の奥に隠れた湖を目指します。

栃木県内のまつり・イベント情報(7月・8月)



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
6月24日(土)～ 7月25日(火)	あじさい祭り	益子町	太平神社(あじさい公園内) (芳賀郡益子町益子4699)	・鹿島神社 ・益子町観光協会	・0285-72-6221 ・0285-70-1120
7月1日(土)～ 31日(月)	第55回龍王祭	日光市	鬼怒川温泉街 (日光市鬼怒川温泉)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
7月14日(金)～ 16日(日)	久下田祇園祭 ～大迫力の大神輿は必見!～	真岡市	久下田駅前通り周辺 (真岡市久下田)	真岡市商工観光課	0285-83-8135
7月14日(金)～ 18日(火)	夏の木のまち鹿沼 木工まつり	鹿沼市	鹿沼市花木センター (鹿沼市茂呂2086-1)	(一社)鹿沼市観光協会 (まちの駅 新・鹿沼宿内)	0289-60-2507
7月15日(土)～ 16日(日)	八坂祭(天王祭)	壬生町	蘭学通りを中心とした地域 (下都賀郡壬生町通町)	雄琴神社	0282-82-0430
7月15日(土)～10月15日 (日)の毎週土、日曜日	中坪(中庭)めぐりツアーガイド	日光市	日光田母沢御用邸記念公園 (日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
7月16日(日) 予定	第5回 鮎生産(あゆづくり)東日本一 「きつれ川の鮎まつり」 (喜連川の鮎釣り大会)	さくら市	荒川水辺公園 (さくら市喜連川) ※道の駅きつれがわ隣	きつれ川の鮎まつり実行委員会	028-686-2122
7月16日(日) 15:00～19:00 予定	小山祇園祭	小山市	須賀神社、JR小山駅西口 近辺、県道栗宮喜沢線の 一部	・小山商工会議所 ・(一社)小山市観光協会	・0285-22-0253 ・0285-30-4772
7月21日(金)～ 23日(日)	真岡の夏まつり (第51回真岡市夏祭大花火大会) ～真岡が熱い3日間!～	真岡市	真岡市内中心部及び 真岡市役所周辺 (真岡市荒町5191)	真岡市商工観光課	0285-83-8135
7月22日(土)～ 8月31日(日)	水と橋めぐりスタンプラリー	那須塩原市	塩原温泉街を中心とした周 辺施設(那須塩原市塩原)	塩原温泉観光協会	0287-32-4000
7月23日(日)～ 24日(月)	子育て地蔵尊夏祭	大田原市	光真寺 (大田原市山の手2-11-14)	光真寺	0287-22-2033
7月28日(金) 11:00～11:50	第55回龍王祭神事	日光市	龍王峡駐車場 (日光市鬼怒川温泉)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
7月29日(土) 10:00～23:00	喜連川天王祭	さくら市	喜連川中央商店街通り (さくら市喜連川)	・喜連川神社 ・喜連川観光協会	・028-686-5001 ・028-686-3013
7月29日(土)～30日(日) 9:00～17:00	ひまわりフェスティバル	野木町	野木第二中学校南側 (下都賀郡野木町野木 4048)	野木町ひまわりフェスティバル 実行委員会(野木町産業 課商工観光係内)	0280-57-4153
7月30日(日) 19:00～ 予定	大祓・茅の輪ぐり	壬生町	雄琴神社(下都賀郡壬生町 通町18-58)	雄琴神社	0282-82-0430
7月30日(日) 19:10～	おやまサマーフェスティバル2023	小山市	観晃橋下流思川河畔 (小山市小山) ※小山市役所西側	おやまサマーフェスティバル 2023 実行委員会事務局 (小山市観光協会)	0285-30-4772
8月4日(金)～ 5日(土)	第40回与一まつり	大田原市	白河信用金庫前交差点～山 二商店前交差点～金燈籠交 差点 (市道大田原野崎線(中央多 目的公園含む)、中央通り)	与一まつり実行委員会事務 局 (大田原市産業振興部商工 観光課)	0287-23-3145
8月5日(土) 19:15～20:45	足利花火大会	足利市	田中橋下流渡良瀬運動公園 及び河川敷(足利市)	足利夏まつり実行委員会 (足利商工会議所)	0284-21-1354
8月6日(日)、8月27日 (日) 15:00～21:00(14:30開場)	黒磯 日用夜市 vol.6	那須塩原市	JR黒磯駅前広場及び隣接 道路(那須塩原市塩原)	日用夜市実行委員会	@nichiyo_ichi Instagram
8月26日(土) 11:30～20:00 予定	きつれがわサマーフェスティバル &花火大会2023	さくら市	荒川水辺公園 (さくら市喜連川) ※道の駅きつれがわ隣	喜連川観光協会	028-686-3013
8月26日(土) ■第1部 18:30～ ■第2部 20:00～	壬生ふるさとまつり	壬生町	壬生総合公園陸上競技場(下 都賀郡壬生町国谷783-1)※壬 生町おもちゃ博物館隣	壬生町観光協会	0282-81-1844
8月27日(日) 9:00～12:00	第6回芭蕉の里くろばね 那珂川レディース鮎釣り大会(鮎 レディ)	大田原市	那珂川河川公園 (黒羽商工会裏)	大田原市観光協会	0287-54-1110

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

ライフプランコラム 「いま、できる、こと」

年代別の関心事からみる 人生の3大支出の特徴とは？

ライフプランとは、将来を予測して、いつ、どんなライフイベントを迎えるかを考え、人生をプランニングすること。そして、ライフイベントの中でも、特に費用がかかる「教育資金」、「住宅資金」、「老後資金」は人生の3大支出と呼ばれています。この3大支出のイメージをつかんでいただくために、現役世代の方を対象としたアンケート結果から、それぞれの支出の特徴を確認してみましょう。

つぎに、「住宅資金」です。「住宅購入」が30代のもう1つの最大の関心事になっていることは、住宅購入の平均年齢が30代から40代ということをもまに裏付けていますね。そして、「ローン返済」については、30代よりも40代、50代のほうが重く感じているようです。これは「教育資金」負担が重くなる時期と重なるから、というのが理由だと思います。

最後に、「老後資金」は、40代、50代の最大の関心事となっています。当然といえば当然ですが、注目すべきは、30代でも「教育資金」や「住宅資金」よりも「老後資金」に関心を寄せている方が少なからずいる、という点でしょう。これは、「私たち現役世代は親世代とは違う」ということを認識され、いち早く「老後資金」の準備に30代から取り組み始めている方々がい

■ご自身のライフプランにおいて、最大の関心事は？*

	20代	30代	40代	50代
結婚	100%	24%	11%	
子育て		29%	21%	7%
住宅購入		29%	6%	4%
ローン返済		10%	14%	14%
介護			9%	10%
退職		10%	33%	54%
相続			6%	11%

* 最大の関心事として、それぞれの回答を選んだ方の割合

- アンケート対象：大和証券に口座をお持ちの公務員の方
- アンケート方法：ウェブアンケート、■ アンケート期間：2016/7/29～9/9

まず、「教育資金」は、子どもが生まれた時点で資金が必要になる時期がある程度確定します。アンケート結果でも30代の最大の関心事の一つになっていますので、赤ちゃんが生まれたとき、子どもの将来に思いを馳せている様子が見えそうですね。また、40代や50代の関心事であり続けるのは、子どもの成長につれて負担額が加速度的に増えていく、という「教育資金」の特徴を反映しているのでしょう。

る、ということなのだと思います。

ところで20代の最大関心事は「結婚」が100%(笑)。これはアンケート回答数自体が少ないからではありますが、コロナ禍で少子化に拍車がかかっていることを考えると、この「結婚」という20代の皆さまの関心事が成就することを願ってやみません。



※ 当コラムは、現役世代の皆さまへ、「ライフプランを考える上では、今できることから始めることが大切です」とのメッセージを込めて綴っているものであり、金融商品の販売や勧誘を目的としたものではありません。

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 ー 許可証の変更等についてー

当協会では、協会の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会までご連絡ください。

- 氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）
- 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

ー 編集後記 ー

6月下旬、県主催の「災害時の廃棄物処理に係る初動対応訓練」に参加しました。令和元年被災後に「災害廃棄物処理計画」を策定した市町担当者が、仮置場の分別方法を図示し講師の問いかけに応じていました。

もし、町全体が浸水したら路上堆積や勝手仮置場ができ、仮置場内もぬかるんで車両の通行は難しいでしょう。どうしますか？との問いかけに、「いち早く仮置場に鉄板を敷き、住民に仮置場開設と分別回収の周知が重要ですよ」と専門家のアドバイスがありました。

協会は県や市町と災害応援協定を締結しており、仮置場運営をすることになっています。粗大ごみを可燃と不燃に分別し破碎へ、家電をメーカーごとに平積しリサイクルへ、衣類や寝具、食品は焼却へ、平時の処理フローを、泥つきで燃えにくいばかりか腐敗も想定される雑多な生活ごみにあてはめられるか、電池やガスボンベなどの危険物混入もあるでしょう。

梅雨も終盤、九州で「線状降水帯」と聞き、今、市町の担当者名簿を手元にしました。

ー 事務局だより ー

☆ 6月15日（木）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事、大森事務局長等が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 6月16日（金）

（公社）全国産業資源循環連合会第13回定時総会が、東京都港区の明治記念館において開催され、菊池会長、山口・加藤副会長、湯澤専務理事、大森事務局長が出席しました。

☆ 6月26日（月）

災害時の廃棄物処理に係る初動対応訓練が、栃木県庁において開催され、湯澤専務理事、大森事務局長等が出席しました。

☆ 6月29日（木）～30日（金）

（新規・更新）収集運搬課程講習会、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会が、宇都宮市のコンセーレにおいて開催され、中指事務局次長と藤平主査が運営にあたりました。